

振動規制法施行規則に基づく特定建設作業の規制に関する基準の区域

苫小牧市告示第 118 号

振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第 1（特定建設作業の規制に関する基準）の付表第 1 号の規定により、市長が指定する区域を次のとおり定め、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

平成 25 年 3 月 27 日

苫小牧市長 岩 倉 博 文

平成 25 年苫小牧市告示第 116 号により振動規制法に基づく規制地域として指定された地域のうち、第 1 種区域の全域並びに第 2 種区域内の学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域内